

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<7>	簡易ガス事業の開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	—
<8③>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	—
<14③>	簡易ガス事業者の供給区域を減少した場合の通知 ※法15②③において準用、法37の7①において準 用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	—
<17①④ ⑤⑦⑧>	簡易ガス事業者に対する供給約款の認可等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	—
<18>	簡易ガス事業者の供給約款に関する命令及び処分 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	—
<25の2② >	簡易ガス事業者一般ガス事業者に対する改善措置 命令※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	—
<25の2① >	簡易ガス事業者に対する改善命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XV	令13①	—	—	—
37の7の2 ①④⑤⑥	ガス導管事業の届出の受理等	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
<37の7の 2①④⑤ ⑥>	ガス導管事業の変更の届出 の受理 ※同条⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
37の7の2 ⑦⑨	ガス導管事業の変更又は廃止の届出の受理	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
<11②>	ガス導管事業者の地位の承継の届出の受理 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
<22①③ ただし書 >	ガス導管事業者の託送供給の届出の受理等 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		
自治			
自治			
自治			
自治			

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<22④⑥>	承認ガス導管事業者に対する託送供給命令 ※法37の⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
<22の2①>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の届出の 受理等※法37の⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
<22の2③>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の変更命 令等 ※法37の⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
<26②>	財務計算に関する諸表の受理 ※法37の⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
37の7の3 ①③④⑤	ガス導管事業者による大口供給の届出の受理	法52の2 令13表X VII	—	—	—	—
<37の7の 3①③④ ⑤>	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者によ る大口供給の届出の受理 ※法37の9②において準用	法52の2 令13表X VII	—	—	—	—
37の7の4	ガス導管事業者による特定供給の届出の受理	法52の2 令13表X VII	—	—	—	—
<37の7の 4>	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者によ る特定供給の届出の受理 ※法38①において準用	法52の2 令13表X VII	—	—	—	—
37の9①	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者によ る大口供給の届出の受理	法52の2 令13表X VII	—	—	—	—
<22の4②>	託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X VIII	令13①	—	—	—
<25の2①>	ガス導管事業者に対する改善命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X IX	令13①	—	—	—
<25の2①>	大口ガス事業者に対する改善命令 ※法37の10において準用	法52の2 令13表 XX	令13①	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
39の3② I	販売の制限免除の届出の受理	法52の2 令13表 XX II	—	—	—	—
39の5	ガス用品の製造又は輸入の事業の届出の受理	法52の2 令13表 XX III	—	—	—	—
39の6②	届出事業者の地位の承継の届出の受理	法52の2 令13表 XX III	—	—	—	—
39の7か ら9及び 10① I	届出事業者の変更等の届出の受理等	法52の2 令13表 XX III	—	—	—	—
39の13	届出事業者に対する改善命令	法52の2 令13表 XXIV	令13①	—	—	—
39の14	届出事業者に対する表示の禁止命令	法52の2 令13表 XXIV	令13①	—	—	—
43①②	土地の立入許可	法52の2 令13表 XXVI	—	—	—	—
44②	植物の伐採等	法52の2 令13表 XXVII	—	—	—	—
45の2	監査	法52の2 令13表 XXVIII	令13①	—	—	—
46①	報告の徴収	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	—	指示(j)(法52の3) 事後報告6② (令12②)
47①	立入検査	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	—	指示(j)(法52の3) 事後報告6② (令12②)
47の2①	ガス用品の提出命令	法52の2 令13表 XXX	令13①	自治 令12①	—	指示(j)(法52の3) 事後報告6② (令12②)

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
法定 (1)			
法定 (1)			
自治			
自治			
自治	○		
自治	○	指示(j) 事後報告(6 ②)	
自治	○	指示(j) 事後報告(6 ②)	
自治	○	指示(j) 事後報告(6 ②)	

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
48	公聴会の開催	法52の2 令13表 XXX I	—	—	—	—
49①	供給区域等の減少に係る聴聞	法52の2 令13表 XXX I	—	—	—	—
49①	表示の禁止に係る聴聞 ※法39の14の規定に基づく権限の行使に係る場合に 限る(届出事業者の表示に関するもの)	法52の2 令13表 XXX II	令13①	—	—	—
51	苦情の申出の受理	法52の2 令13表 XXX III	令13①	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
法定 (1)			
自治	○		

2-⑭ 法令名： 採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
34の6	採石業者に対する指導及び助言	法42の3 令4	—	自治 令4	法34⑥	—
34の7	資料の提出の要求等	法42の3 令4	令4	—	—	—
42の2の2	経済産業大臣の指示	法42の3 令4	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○		
法定 (2)②			
法定 (2)②			

2-⑮ 法令名: 工業標準化法(S24法185)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
19①②、 20①、23 ①～③	日本工業規格への適合の表示	法69の6 令3①	—	—	—	—
25②	認証機関の登録申請に係る調査	法69の6 令3①	—	—	—	—
<25②>	認証機関の登録更新申請に係る調査 ※法28②において準用	法69の6 令3①	—	—	—	—
28①	登録の更新	法69の6 令3①	—	—	—	—
29②	登録認証機関の地位を承継した者からの届出	法69の6 令3①	—	—	—	—
31③、 32、33 ①、34	国内登録認証機関からの届出等	法69の6 令3①	—	—	—	—
36	国内登録認証機関に対する適合命令	法69の6 令3①	令3①	—	—	—
37	国内登録認証機関に対する改善命令	法69の6 令3①	令3①	—	—	—
38	国内登録認証機関に対する登録の取り消し等	法69の6 令3①	令3①	—	—	—
40①	国内登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査	法69の6 令3①	令3①	—	—	—
21①②	認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査	法69の6 令3②	令3②	—	—	—
22	認証製造業者等に対する表示の除去命令等	法69の6 令3②	令3②	—	—	—

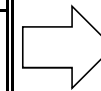


権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			

3-①

法令名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(H20法38)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4①③	農商工等連携事業計画の認定	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—
<4③>	農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—
5①～③	農商工等連携事業計画の変更等	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—
14	基準に適合することについての経済産業大臣の確 認(課税の特例の適用条件)	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—
17①	認定農商工等連携事業者に対する報告の徴収	法19 命令5⑤	命令5⑤	—	—	—
6①③	農商工等連携支援事業計画の認定	法19 省令4②	省令4②	—	—	—
<6③>	農商工等連携支援事業計画の変更の認定 ※7③において準用	法19 省令4②	省令4②	—	—	—
7①②	農商工等連携支援事業計画の変更等	法19 省令4②	省令4②	—	—	—
17②	認定農商工等連携支援事業者に対する報告の徴収	法19 省令4②	省令4②	—	—	—

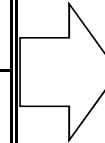


権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	
自治	○	事後報告 (6①)	

3-②

法令名： 犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
14	報告	法20 ^⑩ 令27 ^① ～ ③	令27 ^①	—	—	—
15 ^①	立入検査	法20 ^⑩ 令27 ^① ～ ③	令27 ^①	—	—	—
16	指導、助言、勧告等	法20 ^⑩ 令27 ^①	令27 ^①	—	—	—
17	是正命令	法20 ^⑩ 令27 ^①	令27 ^①	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			

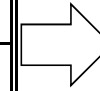
3-③ 法令名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(H19法39)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
6①②④	地域産業資源活用事業計画の認定	法17 規則3①	規則3①	自治	—	—	自治	○	事後報告 (6①)	
7	地域産業資源活用事業計画の変更等	法17 規則3①	規則3①	自治	—	—	自治	○	事後報告 (6①)	
11	基準に適合することについて経済産業大臣の確認 (課税の特例の適用条件)	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	自治	○	事後報告 (6①)	
15	認定地域産業資源活用事業を行う者に対する報告 の徴収	法17 規則3①	規則3①	—	—	—	自治	○	事後報告 (6①)	

3-④

法令名： 株式会社日本政策金融公庫法(H19法57)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
17②	指定の公示	法60⑤ 令33①②	—	—	—	—
24	監督命令	法60⑤ 令33①②	令33①②	—	—	—
25①	業務の休廃止	法60⑤ 令33①②	—	—	—	—
59①②	報告及び検査	法60⑤ 令33①～ ④	令33①～ ④	—	—	—

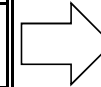


権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			

3-⑤

法令名： 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（H17法85）

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4①③	総合効率化計画の認定	法24 令7③	—	自治 令6	—	—
4⑤	総合効率化計画の認定に伴う都道府県知事からの 意見徴収	法24 令7③	—	—	—	—
5①②	総合効率化計画の変更等	法24 令7③	—	自治 令6	—	—
7①②	特定流通業務施設の確認	法24 令7③	—	自治 令6	—	—
21	報告の徴収	法24 令7③	—	自治 令6	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		事後報告 (6①)	
自治		事後報告 (6①)	
自治		事後報告 (6①)	
自治		事後報告 (6①)	
自治		事後報告 (6①)	

3-⑥ 法令名: 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
18	技術基準適合命令	法33 規則36① I	規則36①	—	—	—	法定 (7)			
28②	指導及び助言	法33 規則36① II	規則36①	—	—	—	法定 (7)			
29①	報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに 限る)	法33 規則36① III	規則36①	—	—	—	法定 (7)			
29②	立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに 限る)	法33 規則36① IV	規則36①	—	—	—	法定 (7)			

3-⑦

法令名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
130③	報告の徴収	法134 令21①	令21①	法定(8)	—	—	法定 (7)			
131②	立入検査	法134 令21①	令21①	法定(8)	—	—	法定 (7)			

3-⑧ 法令名： 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（H12法116）

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25③ 令7⑤Ⅰ	令7⑤	—	—	—	法定 (1)			
11①②⑤ ⑥	登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知	法25③ 令7⑤Ⅱ	令7⑤	—	—	—	法定 (1)			
15①②	登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示	法25③ 令7⑤Ⅱ	令7⑤	—	—	—	法定 (1)			
17①	登録再生利用事業者の登録の取消し	法25③ 令7⑤Ⅱ	令7⑤	—	—	—	法定 (1)			
24①～③	食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査	法25③ 令7⑤Ⅲ	令7⑤	—	—	—	法定 (1)			

3-9

法令名： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法18)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9①	経営革新計画の承認	法38 令12①	—	自治	—	通知6① (法36②)
10①②	経営革新計画の変更等	法38 令12①	—	自治	—	通知6① (法36②)
34①	経営革新計画に基づく調査	法38 令12①	—	自治	—	—
35	報告の徴収	法38 令12①	—	自治	—	—
11①	異分野連携新事業分野開拓計画の認定	法38 令13①	—	—	—	—
12①～③	異分野連携新事業分野開拓計画の変更等	法38 令13①	—	—	—	—
34②	異分野連携新事業分野開拓計画に基づく調査	法38 令12①	—	—	—	—
35	報告の徴収 ※認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状 況に係るものに限る	法38 令13①	—	—	—	—

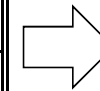


権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		通知 (6①)	
自治		通知 (6①)	
自治		通知 (6①)	
自治		通知 (6①)	
自治		通知 (6①)	
自治		通知 (6①)	
自治		通知 (6①)	

3-⑩

法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
39の2① ⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—
39の3① ②④～⑥	中小企業承継事業再生計画の変更等	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—
39の4② ③	特定許認可等に基づく地位の承継等	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—
73	認定事業者等に対する計画の実施状況についての 報告徴収	法76 規則47⑤	規則47⑤	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	通知 (6①)	
自治	○	通知 (6①)	
自治	○	通知 (6①)	
自治	○	通知 (6①)	

3-⑪

法令名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
52	報告の徴収	法56 令7①	令7①	—	—	—
53①	立入検査	法56 令7①	令7①	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (7)			
法定 (7)			

3-⑫ 法令名： 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
20の4③	地方公共団体実行計画協議会に対する助言	法47④ 法20の4 ③命令	法20の4 ③命令	—	—	—
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告	法47④ 温室ガス 命令23	—	—	—	—
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47④ 温室ガス 命令23	—	—	—	—
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47④ 温室ガス 命令23	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○		
法定 (7)			
法定 (7)			
法定 (7)			

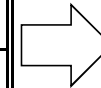
3-13 法令名: 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H7法112)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
7の6	容器包装多量利用事業者からの定期報告の受理	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定 (7)			
39	特定事業者に対する報告徴収	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定 (7)			
40	特定事業者に対する立入検査	法43⑤ 令12④	令12④	—	—	—	法定 (7)			

3-⑭

法令名： 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（H4法90）

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
8①③	労働時間等設定改善実施計画の承認	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—
<8③>	労働時間等設定改善実施計画の変更の承認 ※法9③において準用	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—
9①②	労働時間等設定改善実施計画の変更等	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—
10①～⑤	公正取引委員会との関係（法8の承認をしようとする 場合において、公取委に対し意見を述べる等）	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—
10⑥	公正取引委員会との関係（承認計画の承認取り消し 後の公取委に対する通知）	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—
<10⑥>	公正取引委員会との関係（虚偽の報告をした場合等 における承認計画の承認取り消し後の公取委に対 する通知）※法12③において準用	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—
11②	労働時間等の設定の改善を促進するために必要な 協力の要請	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—
12①②	承認事業主に対し、承認計画の実施状況について の報告徴収等	法14② 令2②	—	自治 令2①	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		事後報告 (6①)	
自治		事後報告 (6①)	
自治		事後報告 (6①)	
自治		事後報告 (6①)	
自治		事後報告 (6①)	
自治		事後報告 (6①)	
自治		事後報告 (6①)	

3-⑮ 法令名: 資源の有効な利用の促進に関する法律(H3法48)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
37②	報告及び立入検査	法39③ 令32⑤	令32⑤	—	—	—	法定 (7)			

3-⑩

法令名： 商品投資に係る事業の規制に関する法律(H3法66)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
10	許可申請書変更の届出の受理	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定 (2)④			
30①	商品投資顧問業者等に対する報告及び立入検査	法42④ 令14②③ ④	令14②	—	—	—	法定 (2)④			
<30①>	商品投資販売業者等に対する報告及び立入検査 ※法37において準用	法42④ 令14②③ ④	令14②	—	—	—	法定 (2)④			
31	業務改善命令	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定 (2)④			
35	商品投資販売業者に対する指示	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定 (2)④			
36	業務の停止命令等	法42④ 令14②	令14②	—	—	—	法定 (2)④			

3-17

法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
7①③～ ⑤	特定事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—
7②③	特定事業者からのエネルギー管理統括者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—
<7②③>	特定事業者からのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理※法7の3④において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—
<7②③>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—
7④①～ ③	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	—	—	—	—
<7④① ～③>	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—
8②	第一種特定事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—
<8②>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—
13③	第一種指定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	—	—	—	—
<13③>	第二種特定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法18①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—
<13③>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		通知	法7⑥の所管大臣への通知義務を担保するため。
自治			
自治			
自治			
自治		通知	法7④④の所管大臣への通知義務を担保するため。
自治		通知	法7④④の所管大臣への通知義務を担保するため。
自治			
自治			
自治			
自治			

3-17 法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<13③>	特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理※法19の2②において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	自治			
17①～④	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	—	—	—	—	自治		通知	法17⑤の所管大臣への通知義務を担保するため。
<17①～④>	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者)※法19の2①において準用	法92④ 令34①	—	—	—	—	自治		通知	法17⑤の所管大臣への通知義務を担保するため。
19①～④	特定連鎖化事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	自治		通知	法19⑤の所管大臣への通知義務を担保するため。
61①～④	特定荷主の指定、貨物輸送量届出の受理、特定荷主の指定取消申出の受理、特定荷主の指定取消	法92④ 令34①	—	—	—	—	自治		通知	法61⑤の所管大臣への通知義務を担保するため。
87①②⑧	報告及び立入検査	法92④ 令34①	—	—	—	—	自治			
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	自治			
14①	特定事業者が作成した中長期的な計画の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	自治			
<14①>	特定連鎖化事業者が作成した中長期的な計画の受理 ※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	自治			
15①	特定事業者による定期報告の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	自治			
<15①>	特定連鎖化事業者による定期報告の受理 ※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	自治			

3-17 法令名: エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
16①～④	合理化計画に係る指示、公表及び命令(特定事業者)(注1)	法92①④ 令34④	法16⑤	—	—	—	自治	○		
<16①～ ④>	合理化計画に係る指示、公表及び命令(特定連鎖事業者) ※法19の2①において準用(注1)	法92①④ 令34④	法16⑤	—	—	—	自治	○		
20③	特定事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	自治			
<20③>	特定連鎖事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理 ※法20⑥において準用(注1)	法92①④ 令34④	—	—	—	—	自治			
60	荷主に対する指導及び助言(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	自治			
62	特定荷主が作成した目標達成計画の受理(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	自治			
63①	特定荷主による定期報告の受理(注2)	法92②④ 令34④	—	—	—	—	自治			
64①②	特定荷主に対する勧告、公表及び命令(注2)	法92②④ 令34④	法64③	—	—	—	自治	○		
87③⑨	報告及び立入検査(注1)(注2)	法92①② ④ 令34④	令34④	—	—	—	自治	○		

(注1)当該事務の主務大臣は経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣であり、経済産業省以外の省庁が所管する事業を行う事業者に係る事務については、当該事業所管省庁も実施している。

(注2)当該事務の主務大臣は経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣であり、経済産業省以外の省庁が所管する事業を行う荷主に係る事務については、当該事業所管省庁も実施している。

3-⑱

法令名： 消費生活用製品安全法(S48法31)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4② I	輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にある者に関するもの)	法56② 令17①	—	—	—	—
4② I	輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の輸入・販売事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの)	法56② 令17②	—	—	—	—
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	法56② 令17③	—	—	—	—
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	法56② 令17③	—	—	—	—
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	法56② 令17③	—	—	—	—
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	法56② 令17③	—	—	—	—
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	法56② 令17③	—	—	—	—
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	法56② 令17③	—	—	—	—
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品輸入事業に係る事業所等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	法56② 令17④	—	—	—	—
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	法56② 令17④	—	—	—	—
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	法56② 令17④	—	—	—	—
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	法56② 令17④	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-⑱

法令名：消費生活用製品安全法(S48法31)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	法56② 令17④	—	—	—	—
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	法56② 令17④	—	—	—	—
14	届出事業者に対する改善命令	法56② 令17⑤	令17⑤ ただし書	—	—	—
15	届出事業者に対する技術基準に対する適合性につ いての表示の禁止命令	法56② 令17⑤	令17⑤ ただし書	—	—	—
32の2	特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業 者等)の事業の届出受理	法56② 令17⑥	—	—	—	—
32の16	特定製造事業者等に対する改善命令	法56② 令17⑦	令17⑦ ただし書	—	—	—
32の20	特定製造事業者等に対する勧告・措置命令	法56② 令17⑦	令17⑦ ただし書	—	—	—
40①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する報告 徴収	法56② 令17⑧	令17⑧ ただし書	自治 (販売事業者・特定保 守製品取引事業者に 対するもの)	令14①	指示(j)(令16) 事後報告6② (令14②)
41①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する立入 検査	法56② 令17⑧	令17⑧ ただし書	自治 (販売事業者・特定保 守製品取引事業者に 対するもの)	令14①	指示(j)(令16) 事後報告6② (令14②)
42①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する消費 生活用製品の提出命令	法56② 令17⑧	令17⑧ ただし書	自治 (販売事業者・特定保 守製品取引事業者に 対するもの)	令14①	指示(j)(令16) 事後報告6② (令14②)

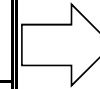


権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
法定 (1)			
法定 (1)			
自治			
法定 (1)			
法定 (1)			
自治	○	指示(j) 事後報告6②	
自治	○	指示(j) 事後報告6②	
自治	○	指示(j) 事後報告6②	

3-⑱

法令名： 砂利採取法(S43法74)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<32>	砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定 ※採石法34②～⑦において準用	法30②	—	—	—	—
33	報告の徴収	法44 令5①	令5① ※経産大臣	自治	法33	指示(j) (令④)
34①	立入検査等	法44 令5①	令5① ※経産大臣	自治	法34①	指示(j) (令④)
41の2	経産大臣の指示 (都道府県知事に対する災害防止の指示)	法44 令5①	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治	○	指示 (j)	
自治	○	指示 (j)	
自治			

3-20

法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
10①	割賦販売業者に対する勧告	法48① 令34①Ⅰ	令34①	—	—	—
16②	営業保証金の供託に係る届出受理 (許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者) ※法18②において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(許可割賦販売業者) ※法22③において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理 (包括信用購入あっせん業者) ※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
18の4①	前受金保全措置に係る届出受理 (許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<18の4①>	前受金保全措置に係る届出受理 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			

3-20

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
18の5③ ⑤	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<18の5③ ⑤>	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
20の3① ~③、⑤	供託書の写しの提出等 (許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<20の3① ~③、⑤>	供託書の写しの提出等 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
20の4②	供託した前受業務保証金の取戻し承認 (許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<20の4②>	供託した前受業務保証金の取戻し承認 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
22②	不足額の前受金保全措置の届出 (許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
<22②>	不足額の前受金保全措置の届出 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	令34①	—	—	—
30の5の3 ①	包括信用購入あつせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
33の5	登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
34①	カード等の交付等の禁止命令	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
<20②>	登録包括信用購入あつせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令の取消し※法34②において準用	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			

3-20

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
34の2① ②⑤	登録包括信用購入あっせん業者に対する登録の取消し	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
<24>	包括信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅲ	令34①	—	—	—
32①	包括信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33	包括信用購入あっせん業者の登録	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33の2①	包括信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<32①>	包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<33>	包括信用購入あっせん業者の変更登録 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<33の2① >	包括信用購入あっせん業者の変更登録の拒否 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<15③>	包括信用購入あっせん業者の登録拒否の通知 ※法33の2②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33の3①	包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<15③>	包括信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分の通知 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
33の4	包括信用購入あっせん業者の登録簿の閲覧	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)④			
法定 (2)④			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-20

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
34の3①	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<34の2③>	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議※法34の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
<26①>	登録包括信用購入あっせん業廃止の届出受理 ※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅳ	—	—	—	—
35の3の 21①	個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅴ	令34①	自治	令33①Ⅰ、 ②Ⅰ	事後報告6② (令33④)
35の3の 31	登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅴ	令34①	—	—	—
35の3の 32①②⑤	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令等	法48① 令34①Ⅴ	令34①	自治	令33①Ⅱ、 ②Ⅱ	事後報告6② (令33④)
<24>	登録個別信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3の35において準用	法48① 令34①Ⅴ	令34①	—	—	—
35の3の 24①	個別信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①Ⅵ	—	—	—	—
<35の3の 24①>	個別信用購入あっせん業者の登録の更新申請の受理 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ	—	—	—	—
35の3の 25	個別信用購入あっせん業者登録及びその通知	法48① 令34①Ⅵ	—	—	—	—
<35の3の 25>	個別信用購入あっせん業者の登録の更新及びその通知※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ	—	—	—	—
35の3の 26①	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①Ⅵ	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治	○	事後報告(6 ②)	
法定 (2)④			
自治	○	事後報告(6 ②)	
法定 (2)④			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-20

法令名: 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<35の3の 26①>	個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	—
<15③>	個別信用購入あっせん業者の登録の更新の拒否 の通知 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	—
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申 請受理	法48① 令34①VI	—	—	—	—
35の3の 28①	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録申請 に対する不許可処分の通知※法35の3の28②にお いて準用	法48① 令34①VI	—	—	—	—
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録及び 通知 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	—
<35の3の 25>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録申請 に対する登録拒否の通知 ※法35の3の28②におい て準用	法48① 令34①VI	—	—	—	—
<35の3の 26①>	個別信用購入あっせん業者登録簿の閲覧	法48① 令34①VI	—	—	—	—
35の3の 29	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①VI	—	—	—	—
35の3の 33①	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前 の事前協議※法35の3の33②において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	—
<35の32 ③>	個別信用購入あっせん業廃止の届出受理 ※法35の3の35において準用	法48① 令34①VI	—	—	—	—
<26①>	クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改 善命令	法48① 令34①VI	—	—	—	—
35の17	クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改 善命令	法48① 令34①VII	令34①	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
法定 (2)④			

3-⑳

法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
40①	割賦販売を業とする者に対する報告徴収	法48① 令34①Ⅷ	令34①	自治	令33③	事後報告6② (令33④)
40③⑤⑦ ～⑨⑪	包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あ つせん業者に対する報告徴収等	法48① 令34①Ⅸ	令34①	自治	令33①Ⅲ、 ②Ⅲ、③	事後報告6② (令33④)
41①③～ ⑥	立入検査	法48① 令34①Ⅹ	令34①	自治	令33①Ⅲ、 ②Ⅲ、③	事後報告6② (令33④)
43①	聴聞	法48① 令34①Ⅺ	令34①	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告(6 ②)	
自治	○	事後報告(6 ②)	
自治	○	事後報告(6 ②)	
法定 (2)④			

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5の7②	協業組合の事業転換の認可	法101の4 令12①Ⅰ	—	自治 令11①	—	—
5の17①	協業組合の設立の認可	法101の4 令12①Ⅱ	—	自治 令11①	—	—
5の22	公正取引委員会の請求	法101の4 令12①Ⅲ	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 35の2>	役員の変更の届出 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 48>	総会の招集請求があった日から10日以内に理事 が総会招集の手続をしなかった場合等の総会招集 の承認※法5の23③において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 51②>	定款の変更の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 57の5>	余裕金運用の制限の緩和の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 62②>	解散の届出 ※法5の23④において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 66①>	協業組合の合併の認可 ※法5の23④において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 104>	不服の申出に対する措置 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 105>	請求に基づく会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
<中小企業等 協同組合法 105の2①>	協業組合の決算関係書類の提出 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
＜中小企業等 協同組合法 105の4①＞	会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
＜中小企業等 協同組合法 106①～③＞	法令等の違反に対する処分 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12①Ⅳ	—	自治 令11①	—	—
95④	協業組合への組織変更の認可	法101の4 令12①Ⅴ	—	自治 令11①	—	—
100の11	組織変更の届出	法101の4 令12①Ⅴ	—	自治 令11①	—	—
9ただし 書	商工組合の特別の地区の承認	法101の4 令12②Ⅰ	—	自治 令11②	—	—
17の2	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例 の認可等 ※法33において準用する場合含む	法101の4 令12②Ⅱ	—	自治 令11②	—	—
42	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可等	法101の4 令12②Ⅲ	—	自治 令11②	—	—
＜中小企業等 協同組合法 35の2＞	役員の変更の届出 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
＜中小企業等 協同組合法 48＞	総会の招集請求があった日から10日以内に理事 が総会の招集の手続をしなかった場合等の総会招 集の承認※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
＜中小企業等 協同組合法 51②＞	定款の変更の認可 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
＜中小企業等 協同組合法 57の5＞	余裕金運用の制限の緩和の許可 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
＜中小企業等 協同組合法 62②＞	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出 ※法47③において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-21 法令名： 中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<中小企業等 協同組合法 66①>	商工組合及び商工組合連合会の合併の認可 ※法47③において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等 協同組合法 96⑤>	解散登記の嘱託 ※法54において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
69④	商工組合等に対する解散命令	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
<中小企業 等協同組合法 104>	不服の申出 ※法71において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等 協同組合法 105>	請求に基づく会計状況の検査 ※法71において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
<中小企業等 協同組合法 105の2①>	商工組合及び商工組合連合会の決算関係書類の 提出※法71において準用	法101の4 令12②Ⅳ	—	自治 令11②	—	—
67	主務大臣の命令	法101の4 令12②Ⅴ	—	自治 令11②	—	—
69①～③	商工組合等に対する解散命令	法101の4 令12②Ⅴ	—	自治 令11②	—	—
92	報告の徴収	法101の4 令12②	—	自治 令11③	—	—
93①	立入検査	法101の4 令12②	—	自治 令11③	—	—
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	法101の4 令12②Ⅵ	—	自治 令11②	—	—
<96⑤>	商工組合への組織変更の届出 ※法97②において準用	法101の4 令12②Ⅵ	—	自治 令11②	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-22 法令名: 信用保証協会法(S28法196)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
35	信用保証協会に対する報告徴収・検査	法50② 令5②	令5②	法定(7)	—	事後報告6② (令6②)
43	支援機関に対する報告徴収・検査	法50② 令5②	令5②	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (7)			
法定 (7)			

3-23 法令名: 商品先物取引法(S25法239)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
157①②	商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
214の3③ ⑤	商品先物取引業者に係る事故の確認申請の受理	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
231①～ ③	商品先物取引業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①～ ③	令57①	—	—	—
232①②	商品先物取引業者に対する業務改善命令等	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
235①②	純資産額規制比率についての命令	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<158②>	商品先物取引業者に対する措置命令における意見聴取等 ※法237において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<158②>	商品先物取引仲介業者に対する監督上の処分における意見聴取等 ※法240の25において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<214の3 ③⑤>	商品先物取引仲介業者に係る事故の確認申請の受理 ※法240の17において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
<214の3 ③⑤>	特定店頭商品デリバティブ取引業者に係る事故の確認申請の受理 ※法349③において準用	法354③ 令57①	令57①	—	—	—
240の22 ①②	商品先物取引仲介業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①④ ⑤	令57①	—	—	—
349⑤⑦	特定店頭商品デリバティブ取引業者に対する立入検査及び改善措置命令	法354③ 令57①⑧ ～⑪	令57①	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			
法定 (2)④			

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9の2⑦	特定共済組合の事業の承認	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
9の2の3	事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<9の2の3>	協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
9の6の2①④	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<9の6の2①④>	協同組合連合会の共済規程の認可等※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法305>	共済代理店に対する立入検査等※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法306>	共済代理店に対する業務改善命令※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法307①Ⅲ>	共済代理店に対する登録の取消し等※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法305>	協同組合連合会に対する立入検査等※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法306>	協同組合連合会に対する業務改善命令※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
<保険業法307①Ⅲ>	協同組合連合会に対する登録の取消し等※法9の9⑤において準用する法9の7の5①において準用	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
9の9④	特定共済組合連合会の特例の承認	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

3-24 法令名: 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
27の2①	事業協同組合等の設立認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
31	火災共済協同組合等の成立の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
35の2	役員の変更の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
48	総会の招集請求があつた日から10日以内に理事 が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
51②	定款の変更の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
57の3⑤	信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受けの認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
57の5	余裕金運用の制限の緩和の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
58の7② ③	共済計理人による意見書の提出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
58の8	共済計理人に対する解任命令	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
62②	事業協同組合等の解散の届出	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
62④	責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組 合等の解散の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
66①	事業協同組合等の合併の認可	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治		事後報告 (6②)	
自治			
自治			
自治			
自治		事後報告 (6②)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治		事後報告 (6②)	
自治		事後報告 (6②)	

3-24 法令名： 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
96⑤	解散登記の嘱託	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
104	不服の申出に対する措置等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
105	請求に基づく会計状況の検査等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
105の2① ②	決算関係書類の受理等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
105の3① ～④	報告の徴収	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
105の4① ～④	検査等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
106①	法令等の違反に対する措置命令	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	事後報告(6②) (令33③)
106②③	法令等の違反に対する解散命令等	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
106の2① ②④⑤	共済事業に係る監督上の処分	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—
106の3	届出の受理	法111④ 令34①Ⅳ	—	自治 令33①	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治		事後報告 (6②)	
自治			
自治			
自治			

平成 24 年 1 月 11 日

地域主権戦略室

国の出先機関の個別事務・権限の
移譲の検討に係る「当てはめ案」
(個表)

地方整備局

地方整備局個表目次

区 分	No.	法令名
事務の根拠法に「地方整備局」の記載があるもの（包括委任規定を除く。）	1-①	・ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年五月十八日法律第五十二号）
	1-②	・ 都市鉄道等利便増進法（平成十七年五月六日法律第四十一号）
	1-③	・ 都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）【個表No2-⑥で記載】
	1-④	・ 環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）
	1-⑤	・ 道路法（昭和二十七年六月十日法律第八十号）【個表No2-④⑧で記載】
事務の根拠法に「地方整備局長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務を指定しているもの	2-①	・ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年六月二日法律第四十一号）
	2-②	・ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年五月三十日法律第六十六号）
	2-③	・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年四月十四日法律第三十一号）
	2-④	・ 景観法（平成十六年六月十八日法律第百十号）
	2-⑤	・ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）
	2-⑥	・ 都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）
	2-⑦	・ マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）
	2-⑧	・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年四月六日法律第二十六号）
	2-⑨	・ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年十二月八日法律第百四十九号）
	2-⑩	・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年六月二十三日法律第八十一号）
	2-⑪	・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年五月九日法律第四十九号）
	2-⑫	・ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年三月二十三日法律第三十九号）
	2-⑬	・ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年三月四日法律第八号）
	2-⑭	・ 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年五月十七日法律第四十七号）
	2-⑮	・ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年六月二日法律第六十二号）
	2-⑯	・ 浄化槽法（昭和五十八年五月十八日法律第四十三号）
	2-⑰	・ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年五月一日法律第三十四号）
	2-⑱	・ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年七月十六日法律第六十七号）
	2-⑲	・ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年十二月十七日法律第八十四号）
	2-⑳	・ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年六月十五日法律第六十六号）
	2-㉑	・ 新都市基盤整備法（昭和四十七年六月二十二日法律第八十六号）
	2-㉒	・ 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年四月一日法律第三十二号）
	2-㉓	・ 地方道路公社法（昭和四十五年五月二十日法律第八十二号）
	2-㉔	・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十六号）
	2-㉕	・ 都市再開発法（昭和四十四年六月三日法律第三十八号）
	2-㉖	・ 都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）
	2-㉗	・ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年七月三十一日法律第百三号）
	2-㉘	・ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年四月一日法律第四十五号）
	2-㉙	・ 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年六月三十日法律第百一号）
	2-㉚	・ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年七月一日法律第百十号）
	2-㉛	・ 地方住宅供給公社法（昭和四十年六月十日法律第百二十四号）
	2-㉜	・ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年七月三日法律第百四十五号）
	2-㉝	・ 河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）
	2-㉞	・ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年四月一日法律第八十一号）
	2-㉟	・ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年七月十一日法律第百三十四号）

	2-③⑥ 2-③⑦ 2-③⑧ 2-③⑨ 2-④⑩ 2-④⑪ 2-④⑫ 2-④⑬ 2-④⑭ 2-④⑮ 2-④⑯ 2-④⑰ 2-④⑱ 2-⑤⑩ 2-⑤⑪ 2-⑤⑫ 2-⑤⑬ 2-⑤⑭ 2-⑤⑮ 2-⑤⑯ 2-⑤⑰ 2-⑤⑱ 2-⑥⑩ 2-⑥⑪ 2-⑥⑫ 2-⑥⑬ 2-⑥⑭ 2-⑥⑮ 2-⑥⑯ 2-⑥⑰ 2-⑥⑱	・ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年七月十六日法律第百五十二号） ・ 宅地造成等規制法（昭和三十六年十一月七日法律第百九十一号） ・ 住宅地区改良法（昭和三十五年五月十七日法律第八十四号） ・ 下水道法（昭和三十二年四月二十四日法律第七十九号） ・ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十二年四月二十八日法律第九十八号） ・ 特定多目的ダム法（昭和三十二年三月三十一日法律第三十五号） ・ 高速自動車国道法（昭和三十二年四月二十五日法律第七十九号） ・ 駐車場法（昭和三十二年五月十六日法律第百六号） ・ 道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号） ・ 都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号） ・ 土地区画整理法（昭和二十九年五月二十日法律第百十九号） ・ 宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第百七十六号） ・ 道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号） ・ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年六月一日法律第百八十一号） ・ 公営住宅法（昭和二十六年六月四日法律第百九十三号） ・ 土地収用法（昭和二十六年六月九日法律第二百十九号） ・ 建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号） ・ 建築士法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百二号） ・ 港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号） ・ 建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号） ・ 測量法（昭和二十四年六月三日法律第百八十八号） ・ 水防法（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号） ・ 公有水面埋立法（大正十年四月九日法律第五十七号） ・ 運河法（大正二年四月九日法律第十六号） ・ 砂防法（明治三十年三月三十日法律第二十九号）
事務の根拠法に「地方支分部局の長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務及び委任先「地方整備局長」を指定しているもの	3-① 3-② 3-③ 3-④ 3-⑤ 3-⑥ 3-⑦ 3-⑧ 3-⑨ 3-⑩ 3-⑪ 3-⑫ 3-⑬ 3-⑭ 3-⑮ 3-⑯ 3-⑰ 3-⑱ 3-⑲	・ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年五月二十三日法律第三十八号） ・ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年五月十一日法律第三十九号） ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年五月二十五日法律第五十九号） ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第九十一号） ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年五月二十五日法律第五十一号） ・ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年七月二十二日法律第八十五号） ・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年三月三十一日法律第十八号） ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年八月十三日法律第百三十一号） ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号） ・ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年五月二十七日法律第六十二号） ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年四月二十六日法律第四十八号） ・ 集落地域整備法（昭和六十二年六月二日法律第六十三号） ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号） ・ 砂利採取法（昭和四十三年五月三十日法律第七十四号） ・ 地すべり等防止法（昭和三十二年三月三十一日法律第三十号） ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年十一月二十五日法律第百八十五号） ・ 海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第百一号） ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年三月三十一日法律第九十七号） ・ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年六月一日法律第百八十一号）

1-1 法令名： 広域的・地域活性化のための基盤整備に関する法律（H19法52）

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
16①	都市計画の決定等の提案を受けること	16①	—	自治	—	—				

* 権限移譲後斜線：当権限は整備局長に委任されていない。（都市計画法22①の「二以上の都府県の区域にわたる都市計画を定めること」は国交大臣権限であるため、当条項の提案を受けるのは都市計画決定権者である国交大臣権限。）

1-2 法令名： 都市鉄道等利便増進法(H17法41)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後	備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
19	都市計画の案を作成し、都道府県都市計画審議会に付議すること	2区	—	自治	—	—		



* 権限移譲後斜線：当権限は整備局長に委任されていない。(都市計画法22①の「二以上の都府県の区域にわたる都市計画を定めること」は国交大臣権限であるため、当条項の提案を受けるのは都市計画決定権者である国交大臣権限。)

1-4 法令名： 環境影響評価法(H14法22)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
39①	都市計画に定められる第二種事業について届出を行うこと	39①	—	自治	—	—
39②	都市計画に定められる第二種事業について届出を受けること	39②	—	自治	—	—
40②	環境影響評価書等の送付を行うこと等	40②	—	自治	—	—
40②	環境影響評価書等の送付を受けること等	40②	—	自治	—	—
41①	準備書等と都市計画案の公告等を行うこと等	41②	—	自治	—	—
42③	環境の保全について審査すること	42③	—	自治	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			

* 権限移譲後斜線：当権限は整備局長に委任されていない。(都市計画法22①の「二以上の都府県の区域にわたる都市計画を定めること」は国交大臣権限であるため、当条項の提案を受けるのは都市計画決定権者である国交大臣権限。)

2-① 法令名: 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(H22法41)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
5①	低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可	規則15①	—	—	—	—
<5①>	低潮線保全区域内の海底の掘削等の協議※6②に おいて準用	規則15①	—	—	—	—
7①②	監督処分	規則15②	規則15②	—	—	—
9①②⑥ ⑦	水域の占用の許可等(特定離島港湾施設の存する 港湾)	規則15①	—	—	—	—
<9①>	水域の占用の協議(特定離島港湾施設の存する港 湾)※9⑤において準用	規則15①	—	—	—	—
10②	捨て又は放置してはならないものの指定(特定離島 港湾施設の存する港湾)	規則15①	—	—	—	—
11①～⑦	工事その他の行為の中止を命ずること等	規則15②	規則15②	—	—	—
12①	報告徴収、立入検査	規則15②	規則15②	—	—	—
13①～③	負担金等及び延滞金を徴収すること等	規則15①	—	—	—	—
14①	許可の条件を付すこと	規則15①	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
自治			
法定 (1)			

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務

2-② 法令名： 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(H19法66)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4①	住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出受理	規則42①	—	自治	—	—
5	住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の 供託の確認	規則42①	—	自治	—	—
7②	住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出 受理	規則42①	—	自治	—	—
〈7②〉	住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出 受理※16において準用	規則42①	—	自治	—	—
9②	住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認	規則42①	—	自治	—	—
〈9②〉	住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しの承認※16にお いて準用	規則42①	—	自治	—	—
12①	住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出受理	規則42①	—	自治	—	—
13	住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の 供託の確認	規則42①	—	自治	—	—
28①	報告徴収・立入検査(保険法人に対するもの)	規則42② ③	規則42② ③	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治	○		

2-③ 法令名: 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30②	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設の管理者)(※1)	規則82①	—	—	—	—	法定 (1)			
32⑤⑥⑧	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設の管理者等)(※1)	規則82①	—	—	—	—	法定 (1)			
33①	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(※2)	規則82①	—	—	—	—	法定 (1)			
〈30②〉	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(※2)※33②において準用	規則82①	—	—	—	—	法定 (1)			
〈32⑤⑥⑧〉	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(※2)※33②において準用	規則82①	—	—	—	—	法定 (1)			
38②	水域保安管理者選任等の届出(特定港湾管理者)	規則82①	—	—	—	—	法定 (1)			
40③	水域保安規程の承認等(特定港湾管理者)	規則82①	—	—	—	—	法定 (1)			
〈32⑥⑧〉	水域保安規程の変更の届出等(特定港湾管理者)※40④において準用	規則82①	—	—	—	—	法定 (1)			
41①	水域保安規程に相当する規定の承認(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)	規則82①	—	—	—	—	法定 (1)			
〈32⑥⑧〉	水域保安規程に相当する規程の変更の届出等(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)※41②において準用する40④において準用	規則82①	—	—	—	—	法定 (1)			
〈7④〉	埠頭保安管理者の解任を命ずること(重要国際埠頭施設の管理者)(※1)※30③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	法定 (1)			
32⑨⑩	埠頭保安規程の変更命令、承認取り消し(重要国際埠頭施設の管理者等)(※1)	規則82②	規則82②	—	—	—	法定 (1)			
34①②	改善勧告、措置命令(重要国際埠頭施設の管理者等)(※1)	規則82②	規則82②	—	—	—	法定 (1)			
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設の管理者等)(※1)	規則82②	規則82②	—	—	—	法定 (1)			

2-③ 法令名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
〈7④〉	埠頭保安管理者に相当する者の解任を命ずること (重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理 者)(※2)※33②において準用する30③において準 用	規則82②	規則82②	—	—	—
〈32⑨⑩〉	埠頭保安規程に相当する規程の変更命令、承認取 り消し(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の 管理者等)(※2)※33②において準用	規則82②	規則82②	—	—	—
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設以外の国 際埠頭施設の管理者等)(※2)	規則82②	規則82②	—	—	—
〈7④〉	水域保安管理者の解任を命ずること(特定港湾管理 者)※38③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—
〈32⑨⑩〉	水域保安規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾 管理者)※40④において準用	規則82②	規則82②	—	—	—
〈7④〉	水域保安管理者に相当する者の解任を命ずること (特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の 国際水域施設の管理者)※41②において準用する 38③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—
〈32⑨⑩〉	水域保安規程に相当する規程の変更命令、承認取 り消し(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以 外の国際水域施設の管理者)※41②において準用 する40④において準用	規則82②	規則82②	—	—	—
42①②	改善勧告、措置命令(特定港湾管理者)	規則82②	規則82②	—	—	—
43	報告徴収(特定港湾管理者等)	規則82②	規則82②	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			
法定 (1)			

(※1)特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭施設
(※2)特定コンテナ埠頭施設等以外の国際埠頭施設

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
・ 法定受託事務とするメルクマール
(1)国家の統治の基本に密接な関連を有する事務

2-④ 法令名： 景観法(H16法110)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
65①②	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国 交大臣への通知受理等	規則32	—	自治	—	—
72⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国 交大臣への通知受理等(景観地区工作物制限条 例)	規則32	—	自治	—	—
76⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国 交大臣への通知受理等(地区計画等形態意匠条 例)	規則32	—	自治	—	—
78①②	勧告、助言又は援助(市町村長)	規則32	規則32	自治	法78	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治	○		